

山梨県省工ネ・再工ネ設備 導入加速化事業費補助金

申 請 要 領

【第2次募集】

農漁業者用

申請受付期間；令和5年1月30日 ～ 令和5年3月3日
問い合わせ先：省工ネ・再工ネ設備導入加速化事業費補助金事務局

山梨県 農政部 果樹・6次産業振興課
令和5年1月20日制定

【注】この申請要領は、必要に応じて改訂※されることがありますので、最新のものを山梨県のホームページ（<https://www.pref.yamanashi.jp/kaju/20230120.html>）でご確認ください。（※改訂箇所は赤字で表示）

目 次

申請にあたっての注意事項（3頁）

1 補助事業の概要（4頁）

- （1）補助対象事業者について
- （2）補助対象事業所について
- （3）補助対象期間について
- （4）第1次申請の交付決定を受けた団体について

2 補助率等（5頁）

3 補助対象設備及びその条件、補助対象経費等（6頁）

- （1）補助対象となる設備及びその条件
- （2）補助対象経費
- （3）補助対象とならない経費等

4 補助金交付申請手続き等（14頁）

- （1）申請受付期間
- （2）申請方法
- （3）提出書類

5 審査、交付決定等について（16頁）

- （1）審査、交付決定について
- （2）交付決定後の事業内容の変更について

6 事業の完了及び補助金の支払い（17頁）

- （1）実績報告書の提出
- （2）提出書類
- （3）補助金の確定・支払い

7 補助事業終了後（18頁）

- （1）財産の管理及び処分
- （2）文書の保存
- （3）事業実施状況の検査
- （4）交付決定の取消等
- （5）県への協力事項

8 お問い合わせ先（19頁）

申請にあたっての注意事項

補助金の申請にあたっては「山梨県補助金等交付規則」、「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱」及び本要領に基づきますが、以下の事項について十分にご理解いただき、申請してください。

- 1 本補助事業は、原油価格等の高騰に直面する事業者のエネルギーコストの削減推進を支援することが目的です。申請は予算の範囲内で受け付け、提出書類に基づき、事業計画内容や導入設備等を審査した上、申請受付後3ヶ月内を目安に交付決定等を行います。申請された内容が補助対象経費であっても、必ずしも交付決定されるものではありません。また、本事業で導入する設備については、他の補助制度と重複して補助を受けることはできません。
- 2 交付決定となった場合でも、令和6年2月10日までに事業を完了できない場合は補助金の支給ができなくなりますので、期間内に完了が可能な取り組みを事業計画に記載してください。また、補助金の補助対象は、交付決定後から令和6年2月10日の間に着手、実施、支払いが完了した経費であって、証拠書類等により補助対象経費として確認できるものに限られます。例えば、発注、購入、契約、納品、検収等の日付のいずれかが上記期間外（令和4年10月6日以前又は令和6年2月11日以降）である経費は、全額が補助対象となりません。
- 3 本補助事業は、交付決定された内容で実施する必要がありますが、補助事業を実施する中で、補助事業の内容の変更を希望する場合（軽微な場合を除く）には、あらかじめ変更の承認を受けなければなりません。承認を受けずに事業を実施した場合や、変更が認められない場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- 4 この補助金により取得した財産については、補助事業終了後も一定期間は処分（補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限され、適切に管理しなければなりません。
- 5 この補助金に関する収入・支出の帳簿や証拠書類は補助事業が完了した県会計年度の翌年度から起算して5年間、他の書類と区分して保管しなければなりません。
- 6 本補助金を交付した事業者名及び補助金額は県ホームページで公表します。
- 7 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に事実と異なる記述は行わないでください。虚偽の申請や不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の決定の取り消しを行うとともに、支払い済みの補助金のうち、取り消し対象となった額を返還しなければなりません。
補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。
- 8 補助事業の進捗状況や補助金使用経費の検査のため、補助事業実施期間中及び完了後に、県や国の機関が実地検査に入ることがあります。なお、検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 申請要領

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「山梨県補助金等交付規則」、「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱」に定めるもののほか、「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金申請要領」（以下「本要領」という。）の定めるところにより、予算の範囲内で実施するものとします。

1 補助事業の概要

本事業では、コロナ禍における原油価格等の高騰に直面する事業者のエネルギーコストの削減を推進するため、事業者が実施する省エネルギー設備、再生可能エネルギー発電設備の導入に要する経費の一部を補助します。

(1) 補助対象事業者について

県内に事業所を有する農漁業者等（※）であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (ア) 山梨県の県税の滞納がないこと。
- (イ) 山梨県内で実質的に1年以上事業を行っていること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- (エ) 営業に関して必要な許認可等を取得していること。
- (オ) 過去に国、都道府県、市町村等からの補助、助成、給付等に関し、不正等の事故を起こしていないこと。
- (カ) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (キ) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (ク) 次の申立てがなされていないこと。
 - (i) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続き開始の申立て
 - (ii) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立て
 - (iii) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申立て
- (ケ) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (コ) 事業内容に係る法令・条例・規則等を遵守していること。
- (サ) その他、補助金の趣旨・目的に照らして適当であると知事が判断するもの。

(※) 農漁業者等

区分	対象者
農業者等	・農業者（農業者、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人） ・農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、任意組織（集落営農組織、機械共同利用組織）等）

水産業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産養殖業者 ・水産業協同組合法に基づいて設置された漁業協同組合
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 補助対象事業所について

補助対象となる事業所は、農畜水産物の生産・出荷に係る施設（生産施設、集出荷貯蔵施設、出荷調整施設等）となり、それ以外の施設（販売施設、加工施設、資材倉庫等）は補助対象外となります。また、補助対象設備を使用する補助対象事業所が県内に所在していることを必須とします。

(3) 補助対象期間について

補助対象期間は、原則として補助金の交付決定を受けた日から最長で令和6年2月10日までです。

ただし、農業用温風暖房機は、令和4年度の加温施設栽培（概ね令和5年5月末までの加温）における燃油使用量の削減を目的に導入するものとします。

また、その他省エネ設備については、令和5年度の生産出荷における電気使用量・燃料使用量の削減を目的に導入するものとします。

補助対象期間の間に事業に着手（契約・発注）し、設備の納品や工事の施工、検査・検収、及び経費の支払い等、補助対象設備の設置にかかる手続きを全て完了した上で、事業完了後から1か月以内（ただし、最長で令和6年2月10日まで）に事業の実績を報告する必要があります。

なお、補助金交付決定までの間に事業に着手する場合は、補助金交付決定の前にあらかじめ事前着手届（様式第5号）の提出が必要です。また、事前着手届が提出された場合であっても、令和4年10月7日以降に着手した事業が対象になります。ただし、事前着手届は、補助金の採択を確約するものではありません。

(4) 第1次申請の交付決定を受けた農漁業者等について

第1次募集（申請受付期間：令和4年11月14日～令和4年12月9日）への申請（「第1次申請」という。）を行い、交付決定を受けた農漁業者等が、さらに第2次募集への申請を行う場合、第1次申請とは異なる事業区分（省エネ設備導入、再エネ設備導入）に係る申請であることを必要とします。

2 補助率等

補助率：2／3以内

補助額：1事業所当たり、

省エネ設備導入 50万円（下限）～300万円（上限）

再エネ設備導入 100万円（下限）～600万円（上限）

※補助額の下限により、補助対象経費（消費税及び地方消費税は含めない）が次の額以上である必要がありますので御注意ください。

事業区分	事業費（補助対象経費）
省エネ設備導入	750,000 円
再エネ設備導入	1,500,000 円

※補助額は千円未満切り捨てです。

※補助金の支払いは、原則として取組（事業）終了後となります。

※省エネ設備・再エネ設備の両方を申請する場合は、それぞれの補助上限額を合算して、最大900万円まで申請することができます。

3 補助対象設備及びその条件、補助対象経費等

(1) 補助対象となる設備及びその条件

ア 省エネ設備

補助対象となる設備は、県内の補助対象事業所の敷地内に設置し、下記表に記載した補助の条件を満たす設備であり、さらに既存の設備と比較してエネルギー消費量（電気使用量等）が削減される設備です。

更新する設備は、更新する前の設備と同一の目的で使用し、かつ同等の仕様・性能を有するものに限ります。

設備区分	種別及び補助の条件
① 照明設備 【更新】	①-1 LED照明器具 【補助対象設備の要件】（次のいずれかを満たすもの） （1）令和4年度先進的省エネルギー投資促進支援事業（一般社団法人 環境共創イニシアチブ（S I I））の(C)指定設備導入事業の補助対象設備に登録されている設備（以下「S I I 登録設備」という。） （2）LEDモジュールを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯であること。ただし、次の（ア）～（ウ）は対象外とする。 （ア）従来の蛍光灯で使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ器具（既存の照明器具の一部を改修するもの） （イ）法令に基づき設置が義務づけられているもの（非常灯、誘導灯等） （ウ）内照式表示灯（看板等）
② 高効率空調 【更新】	②-1 電気式パッケージエアコン（業務用エアコン） 【補助対象設備の要件（次のいずれかを満たすもの）】 （1）S I I 登録設備 （2）メーカーが発行するカタログ等によって、省エネ基準（トップランナー基準）を達成していることが確認できるもの

	②-2 ガスヒートポンプエアコン ②-3 チリングユニット ②-4 吸収式冷凍機 ②-5 ターボ冷凍機 【補助対象設備の要件】 (1) S I I 登録設備
	②-6 農業用温風暖房機（※対象外経費あり） 【補助対象設備の要件】 (1) メーカーが発行するカタログ等によって、熱効率が 85%以上であることが確認できるもの (2) 概ね令和 5 年 5 月末までに納品・設置するもの
③ 冷凍冷蔵設備 【更新】	③-1 電気冷蔵庫 ③-2 電気冷凍庫 【補助対象設備の要件（次のいずれかを満たすもの）】 (1) S I I 登録設備 (2) メーカーが発行するカタログ等によって、省エネ基準（トップランナー基準）を達成していることが確認できるもの
	③-3 冷凍機内蔵型ショーケース 【補助対象設備の要件（次のいずれかを満たすもの）】 (1) S I I 登録設備 (2) メーカーが発行するカタログ等によって、省エネ基準（トップランナー基準）を達成していることが確認できるもの
	③-4 コンデニングユニット（※対象外経費あり） ③-5 冷凍冷蔵ユニット（※対象外経費あり） 【補助対象設備の要件】 (1) S I I 登録設備

《設備導入に係る留意事項》

※更新とは、「既存設備を除却（廃棄等）し、新しい設備に入れ替えること」であり、増設や一時的な代替、既存設備の改修・修繕は補助対象外となります。

※更新前の設備を除却したことを確認するため、実績報告時に既存設備を除却したことが分かる書類を提出していただきます。

※電気使用量・燃料使用量が増加する設備への更新は補助対象外となります。

※灯油やガス等を使用していた設備から、電気を使用する設備への更新は補助対象外です。

※S I I 登録設備は、設備の登録型番等が記載された WEB ページを印刷したものを資料とすることができます。

未登録の型番は、省エネ又は高効率化を証明する資料が必要になります。

〔S I I 登録設備の型番検索ページ〕（エネルギーマネジメントシステムを除く）

<https://sii.or.jp/cutback04/search>

《手順》

- [1]設備の型番が記載されているカタログや見積書を手元に準備します。
- [2]「令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金（省エネ補助金）『(C) 指定設備導入事業』 補助対象設備一覧」のWeb ページにアクセスします。
- [3]「条件を指定して検索する」をクリックして、型番に[1]に記載されている型番を入力してください。
- [4]検索結果に該当設備が表示されていることを確認し、印刷等により保存してください。

※メーカー名で検索した場合は、登録された設備が羅列されますので、導入予定の型番が掲載されているページを印刷等により保存してください

イ 再エネ設備

【④ 太陽光発電設備】

補助対象となる設備は、県内の補助対象事業所の敷地内に設置する太陽光発電設備であつて、自ら発電した電力を、当該事業所において、事業活動のためにのみ使用する設備（自家消費型太陽光発電設備）です。

エネルギーコスト削減を目的とする補助事業であることから、事業活動で消費する電力を超えない範囲で設置するものを補助の対象としており、売電による収入が生じる設備や、逆潮流を防止する装置を設置しない場合は補助対象外となりますので御注意ください。

なお、太陽光発電設備と蓄電池を併せて設置する場合と、太陽光発電設備を単独で設置し蓄電池を設置しない場合のどちらも補助対象となります。

《補助対象設備の要件》

次の（ア）～（ケ）の全てを満たすもの。

- （ア）県内の補助対象事業所の敷地内に太陽光発電設備を設置すること。
- （イ）発電した電力は、全て補助対象事業所及びその敷地内で使用（自家消費）すること。
- （ウ）発電した全ての電力を、直接、補助対象事業所の事業の目的に使用すること。
- （エ）本補助金の交付申請日時点において、設置する太陽光発電設備による年間想定発電量が、補助対象事業所の年間消費電力量以下であること。
- （オ）本補助金事業により、新品の太陽光発電設備を購入し、設置すること（中古品や譲渡品等メーカーから新規に購入していない設備、及びその移設費用等は補助対象外です）。
- （カ）申請者自らが、太陽光発電設備の所有者となる設備であること。
- （キ）逆潮流を防止する装置を備えた太陽光発電設備であること。

(ク) 発電量を計測する機器を備えた太陽光発電設備であること。

(ケ) 関係法令及び山梨県の条例・規則等を遵守して設置する太陽光発電設備であること。

※増設又は更新する場合についても、上記(ア)～(ケ)を満たすものとします。

補助対象外となるものの例としては、次のような場合です。

(i) 売電する設備(FIT、FIP、相対契約等の契約形態を問わない)

(ii) 事業目的以外で電力を使用する場合(店舗併用住宅の住居部分、集合住宅の住居部分等)

(iii) 事業所外に設置した太陽光発電設備を用いて発電した電気を、一般送配電事業者の送電網を活用して、県内の事業所に送電する場合(自己託送)

(iv) 「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」第7条で定める「設置規制区域」にある地域に野立て(地上設置)太陽光発電施設を設置する場合

《設備導入に係る留意事項》

※1 太陽光発電設備や蓄電池の設置にあたっては、休業日における稼働や事業の季節的な変動要因なども含めて、事業活動に要する電力消費量を把握し、必要量に見合った設備を導入してください。過剰な設備投資は、将来的な財務上の負担となるばかりではなく、補助金返還の対象となることがあります。

※2 申請前に必ず現場調査を行い、屋根の形状、影になる障害物の有無、建物の耐荷重、防水工事の必要性の有無、配線のルートなどを検討した上で設置場所を決定してください。

※3 太陽光パネルの反射光による周辺施設への影響について事前に十分確認し、施設の所有者などとトラブルにならないようにしてください。

※4 「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」第7条で定める「設置規制区域」から外れた地域に野立て(地上設置)太陽光発電施設を設置する場合は、あらかじめ届出が必要です。

※5 「山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例」第5条で定める「富士山景観配慮地区」にある地域に一定規模の太陽光発電施設を設置する(建物への設置も含む)場合は、景観評価を行う必要があります。

【⑤ 蓄電池】

補助対象とする蓄電池は、エネルギーコスト削減を目的とし、申請者自らが新規に設置する又は既に設置した自己所有の自家消費型太陽光発電設備で発電した電力を蓄電する設備であり、新規の自家消費型太陽光発電設備と併せて設置・接続するか、または既設の自家消費型太陽光発電設備に追加で設置・接続する場合に補助対象となります(後者の場合、補助対象は蓄電池の設置・接続に係る部分のみとなります)。

補助対象となる蓄電池は定置用のものに限りますが、台数に制限はありません(補助金の範囲内で同一機器を複数台、または別種類の機器を組み合わせることも可能です)。

《補助対象設備の要件》

次の（ア）～（ク）の全てを満たすもの。

- （ア）県内の補助対象事業所の敷地内に設置した自家消費型太陽光発電設備と接続され、発電される電力を充放電できるものであること。
- （イ）電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電力を活用することができるものであること。
- （ウ）自家消費型太陽光発電設備により発電した電気を蓄積するものであり、平時において接続する太陽光発電設備とは別の系統から充電するものではないこと。
- （エ）蓄電池から供給される電力は全て、補助対象事業所及びその敷地内で直接事業の目的に使用（自家消費）すること。
- （オ）本補助事業により、新品かつ定置用の蓄電池を購入し、設置すること（中古品や譲渡品等メーカーから新規に購入していない設備、及びその移設費用等は補助対象外です）。
- （カ）JIS規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。
- （キ）申請者自らが、蓄電池及びその接続先の太陽光発電設備の所有者であること。
- （ク）接続する自家消費型太陽光発電設備の発電量に見合った蓄電池の容量であること。

なお、既に本事業とは別に設置した太陽光発電設備に、新たに蓄電池を導入する場合は、導入した蓄電池と接続する太陽光発電設備の全てが売電しない設備（FIT 又は FIP 認定、相対契約等の契約形態を問わない）である場合に限り、補助対象となります。

（2）補助対象経費

○省エネ設備の導入に要する次の経費

費目		内容
1	設備費（共通）	3（1）アの補助対象設備の要件を満たした設備本体（付属品や周辺機器、追加オプション等は含まない）の購入に要する経費
1-1	設備費（農業用温風暖房機）	暖房機本体の稼働に必須となる煙突・重油タンク・配管・温度センサ・電気配線等の設備の購入・設置・稼働に必要となる設備費（運搬費や設置費を含む）及び工事に要する経費
1-2	設備費（冷凍冷蔵設備）	プレハブ式冷蔵庫の場合、プレハブ・冷蔵ユニット・室外機・配管・電気配線等の設備の購入・設置・稼働に必要となる設備費（運搬費や設置費を含む）及び工事に要する経費
2	設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費
3	工事費	補助対象事業の実施に不可欠な工事に要する経費

《省エネ設備導入に係る注意事項》

- ① 既存設備の解体・撤去・移設・処分に要する経費は補助対象外です。

- ② 補助対象経費と補助対象外経費で共通する経費がある場合は、補助対象経費と補助対象外経費の内訳の割合で按分して計上してください。按分されていない場合は、当該共通経費は全て補助対象外経費とします。

○再エネ設備導入に要する次の経費

費目	内容
1 設備費	補助対象事業の実施に必要な設備等の購入、製造、据え付け等に要する経費 例) 設備装置等の購入費、製造費、運搬費及び保管費 等 【設備装置等の例示】 太陽電池モジュール、蓄電池、パワーコンディショナー、接続箱、架台、計測装置、表示装置（必要最低限のもの）、配管及びケーブル（補助対象設備間を接続するもの、又は補助対象設備と補助対象外設備を接続するもので、その接続部分まで） 等
2 設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費 例) 基本設計費、実施設計費 等
3 工事費	補助対象事業の実施に不可欠な工事に要する経費 例) 材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費 等

《再エネ設備導入に係る注意事項》

- ① 既存設備の解体・撤去・移設・処分に要する経費は補助対象外です。
- ② 補助対象経費と補助対象外経費で共通する経費がある場合は、補助対象経費と補助対象外経費の内訳の割合で按分して計上してください。按分されていない場合は、当該共通経費は全て補助対象外経費とします。
- ③ 新たに自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、かつ、自家消費型太陽光発電設備と蓄電池で共通して利用する設備がある場合は、当該設備に係る経費はいずれか片方の適当な設備にのみ計上してください。
- ④ 既設の自家消費型太陽光発電設備（蓄電池）に新たに蓄電池（自家消費型太陽光発電設備）を設置し、かつ、共通して利用する既設の設備がある場合は、当該設備に係る経費は補助対象外とします。

(3) 補助対象とならない経費等

対象とならない経費（共通）	
1	同一の対象設備、経費等で、国、都道府県、市町村等から同種の補助を受けたもの
2	交付申請時に補助対象経費として申請していないもの
3	事前着手届を提出せず、交付決定日よりも前に発注、購入、契約、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したもの

4	契約から支払までの一連の手続きが補助対象期間内（交付決定日又は事前着手届の着手予定日から令和6年2月10日）に行われていないもの
5	設備導入に必要となる許可、認可、届出が補助対象期間内に完了していないもの
6	対象外経費が含まれているもの
7	本事業と直接関係のないもの、明らかに補助事業に必要なもの
8	補助事業の目的以外で使用するもの
9	エネルギーコスト削減を目的としないもの
10	申請者自らが電気等のエネルギーコストを負担していない設備に対するもの（賃貸用等として補助対象者以外が使用する事務所等に設置するものなど）
11	過剰な設備投資、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
12	技術開発、実証実験その他これらに類するもの
13	公租公課（消費税及び地方消費税等）
14	中古品、リース・レンタル品
15	設備にかかる付属品、予備用消耗品
16	既存機器等の撤去・移設・処分費（産業廃棄物処理費用）、冷媒ガス処置費等
17	補助金交付申請書、実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
18	官公庁に支払う手数料等（印紙代等）
19	電力会社等との手続きに要する諸費用（申請、立会、代行費用手続きに要するデータ通信費等）
20	金融機関などへの振込手数料
21	借入金などの支払利息及び遅延損害金
22	汎用性の高い事務用品（例：パソコン、プリンター）
23	各種保険料、延長修理保証料
24	用地または建物の取得、賃貸、移転、新規開店に要する経費
25	事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料
26	建屋、構築物、外構工事、簡易建物（ビニールハウス、ドームハウス等）等の取得費用、及びこれらを作り上げるための組立用部材の取得費用
27	設置場所の整備工事や基礎工事に要する費用
28	住居と共用する設備（事業以外に使用するもの）
29	不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
30	材料、商品の保存・保管以外の用途の冷蔵冷凍庫（従業員用途など）
31	事業にかかる自社の人件費
32	光熱水費、電話料金、インターネット利用料金、データ送信料等の通信費、雑誌や新聞の購読料、機器のリース、その他のランニングコスト
33	社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
34	上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
	対象とならない経理処理方法等

35	仕様書、見積書（明細）、契約書（発注書、請書を含む）、納品書、請求書、銀行振込依頼書、領収書その他の証拠帳票類が不備の場合
36	補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との支払の区分が難しい場合
37	小切手、約束手形、クレジットカード、商品券、金券の購入、仮想通貨、クーポン、ポイントカードによるポイント、他の取引と相殺等で支払いが行われる場合（金融機関等による振込払い以外の方法で支払いが行われている場合）
対象とならない経費（農業用温風暖房機）	
38	外付けの多段サーモに係る費用
39	環境制御装置に係る費用
40	防油堤に係る費用
対象とならない経費（冷凍冷蔵設備）	
41	基礎工事に要する費用
42	屋根工事に要する費用

【留意事項】

- ① 交付決定後に着手（契約・発注等）した対象経費で、工事等が終了し、かつ支出が完了した上で令和6年2月10日までに事務局に実績を報告（実績報告書の提出）したものが、原則として補助対象となります。
- ② 事前着手届（様式第5号）の提出が無い場合は、交付決定前の発注・契約・支払い行為は、補助対象外となりますのでご注意ください。なお、事前着手届が提出された場合であっても、令和4年10月7日以降の取組が対象となります（事前着手届は、補助金の採択を確約するものではありません）。交付決定されなかった場合は、補助金は交付されませんのでご注意ください。
- ③ 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合は、次の方法により利益等を控除する必要があります。

補助事業における利益等排除の対象及び方法について	
1.	利益等排除の対象となる調達先（工事請負業者、工事施工業者または設備製造業者） 補助事業者が以下(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。 (1) 補助事業者自身 (2) 100%同一の資本に属するグループ企業 (3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く） 利益等排除の対象範囲においては、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。
2.	利益等排除の方法 (1) 補助事業者の自社調達の場合 原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。 (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するとともに、その根拠となる資料も提出すること。

なお、(2)及び(3)が当該会社を含む3社以上の一般競争入札又は指名競争入札の結果、最低価格であった場合にはこの限りではない。

4 補助金交付申請手続き等

(1) 申請受付期間

令和5年1月30日（月）から令和5年3月3日（金）（当日消印有効）まで

※ 予算額に達した場合は、申請受付を早期終了することがあります。

※ 申請書類に不備があると審査を行えませんので、不備のないよう十分ご注意ください。

※ 申請受付状況は、ホームページでお知らせします。

※ 本補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

※ 申請書類の作成・提出に際しては、誓約書（添付様式第2号）において、「虚偽の申請による不正受給」、「補助対象設備の目的外利用」、「補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦するといった不正な行為に加担していないこと及び今後も加担しないこと」について誓約していただきます。本補助金の申請内容に虚偽がある場合や誓約事項に違反した場合は、交付要綱に基づき取消となるだけでなく、補助金が交付済みの場合、加算金を課した上で当該補助金の返還を求めます。

(2) 申請方法

① 申請書類の入手先

山梨県庁ウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kaju/20230120.html>

もしくは、最寄りの農務事務所にご連絡ください。

② 提出部数

1部

③ 提出方法

郵送

※ 簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください（裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入してください）。

※ 直接持参されても受付ができません。

※ 郵便料金は申請者の負担となります。

④ 提出先 省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内二丁目16番4号 丸栄ビル4階

※ 提出書類は、本事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し申請者の秘密は保持します。

※ 提出書類は、原則として返却しませんので、書類一式は全てコピーを控え、事業完了した日の属する県会計年度の翌年度から起算して5年間保管してください。ただし、補助対象設備が処分制限財産（交付要綱第17条第1項で規定する「補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械、器具その他の財産」、以下同じ。）に該当し、かつ処分制限期間（交付要綱第16条第2項で規定する「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間」、以下同じ。）が5年を超える場合は、その処分制限期間の間は同様に書類一式を整備・保管してください。

※ 審査において、電気料金等の請求書など、追加で資料を求めることがあります。

(3) 提出書類

提出書類については、別添「省エネ・再エネ設備導入加速化補助金書類チェック表」を参照ください。

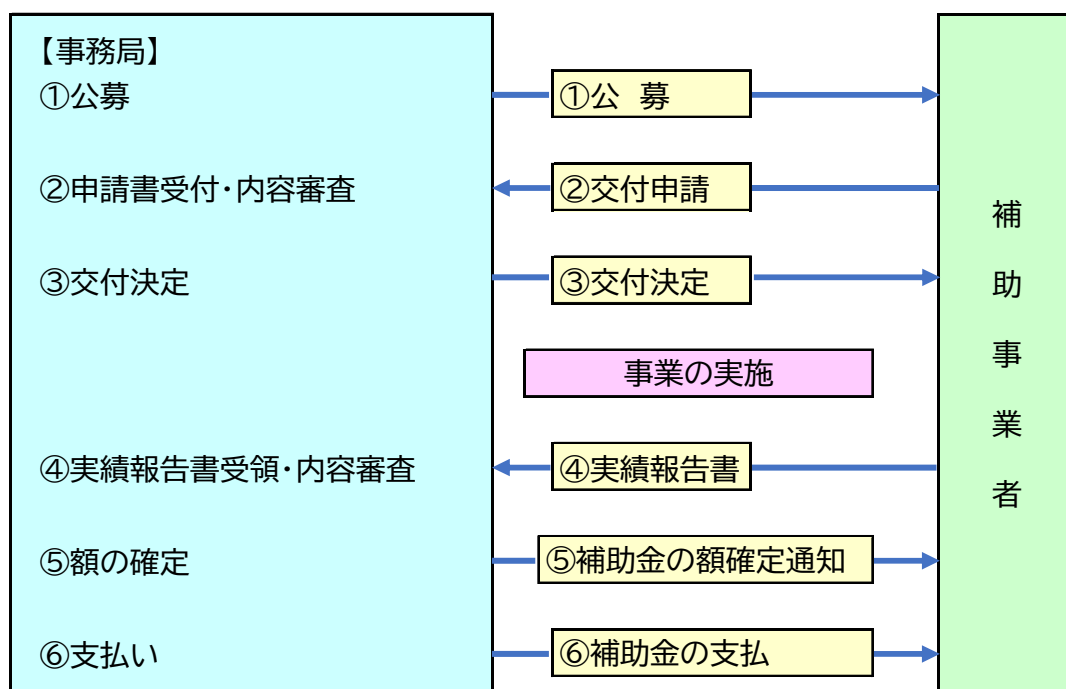
提出して頂く見積書は、次の条件を全て満たすものである必要があります。

- (ア) 2者以上の見積書をとること。補助対象経費が高額な見積書には「相見積書」と明記すること。
- (イ) 交付申請時に有効な見積書であること。
- (ウ) 補助対象経費と補助対象外経費が、判別できる見積もり明細とすること。
- (エ) 値引きがある場合は、どの項目の値引きであるか明示してあること。

なお、見積書に記載されている費用について、費用の一部が補助対象として認められない場合は、適宜除外や按分をさせていただき、修正後の申請金額について事務局又は県から担当者様あてに御連絡を差し上げる場合があります。

また、申請の審査において、申請内容の確認等のため交付申請から交付決定まで数か月を要するケースが想定されますので、見積書の有効期限にはご注意ください。

(参考)申請から補助金交付までの流れ



5 審査、交付決定等について

(1) 審査、交付決定について

受け付けた補助金交付申請書及び添付資料の要件審査を行い、提出書類に不備がないこと、エネルギーコスト削減効果が高い申請であることなどの審査を通過した順に、交付決定を申請者に通知します。

審査は提出書類をもとに行いますが、書類不備により事実確認ができないとき、事業計画に対して過度な経費が見込まれているとき、価格の妥当性について十分な根拠が示されない経費があるとき、その他本事業の目的や事業計画に対して不相当と考えられる経費が含まれているときなどは、補助額を減額して交付するか、または交付決定を行わない（不採択とする）場合があります。申請前に設置場所の現地調査等を十分に行い、提出書類に不備がないか確認してから提出してください。

なお、予算上限額を上回る申請があった場合には、申請受理後に予算上限額を超過したことを理由に交付決定を行わない場合もあります。

(2) 交付決定後の事業内容の変更について

審査を経て交付決定された事業内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第2号）に変更の理由、変更の内容等、必要事項を記入の上、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局へメールにて事前に提出してください。内容を確認の上、今後の手続きをご案内します。なお、交付決定額を超える変更はできません。

変更承認申請がない場合で、実績報告時に変更が判明した場合は、補助金を支払えない場合がありますのでご注意ください。

6 事業の完了及び補助金の支払い

(1) 実績報告書の提出

補助事業を完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和6年2月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に関係書類等を添えて提出をしてください。ただし、事前着手し、交付決定日以前に補助事業が完了している場合は、交付決定日から起算して1箇月以内に実績報告書を提出してください。

※本補助金支出事務の円滑・確実な実施を図るため、必要に応じて、事業実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

① 実績報告書類の入手先

山梨県庁ウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kaju/20230120.html>

② 提出部数

1部

③ 提出方法

郵送

※ 簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください(裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入してください)。

※ 直接持参されても受付は致しません。

※ 郵便料金は申請者の負担となります。

④ 提出先

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内二丁目16番4号 丸栄ビル4階

※ 提出書類は、原則として返却しませんので、書類一式は全てコピーを控え、事業完了した日の属する県会計年度の翌年度から起算して5年間保管してください。ただし、補助対象設備が処分制限財産(交付要綱第17条第1項で規定する「補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械、器具その他の財産」、以下同じ。)に該当し、かつ処分制限期間(交付要綱第16条第2項で規定する「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間」、以下同じ。)が5年を超える場合は、その処分制限期間の間は同様に書類一式を整備・保管してください。

※ 審査において、施工写真など、追加で資料を求めることがあります。

(2) 提出書類

提出書類については、別添「省エネ・再エネ設備導入加速化補助金 実績報告書類チェック表」を参照ください。

(3) 補助金の確定・支払い

実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助

対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

補助金の額の確定をしましたら、振込により補助金を支払います。

補助金の交付がなければ工事代金を支払えない場合など、知事が必要と認めるときは、補助金の「概算払い」を受けることができます。これにより、補助金の一部を受け取って工事代金を支払うことが可能となります。

概算払いを受ける場合は、下記（ア）及び（イ）の条件を満たす必要があります。

（ア）経済的理由により、補助金の概算払いを受けなければ工事代金の支払いができない状況にあること

（イ）補助対象工事が完了していること

概算払いの申請には、次の書類が必要です。

- ① 補助金概算払請求書（様式第7号）
- ② 実績報告書（添付様式第5号）
- ③ 誓約書（添付様式第6号）
- ④ 銀行等から発行される残高証明書（取引がある全ての金融等のものを添付すること）
- ⑤ 設置した設備の配置図・平面図・設置場所のカラー写真（申請時の写真と同一アングルで、施工中の写真も添付すること）
- ⑥ 固定（償却）資産台帳
- ⑦ 既存設備を除却したことがわかるもの
- ⑧ 預金通帳のコピー（金融機関名、支店名、口座番号、預金者の名義がわかるもの）※補助金の申請者名と同一名義の預金口座とする必要があります。
- ⑨ 工事代金がかかる請求書等
- ⑩ その他、必要に応じて知事が求める書類

※概算払いを受けようとする場合は、必ず事前に事務局へ相談してください。

7 補助事業終了後

（1）財産の管理及び処分

補助事業対象者は、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければなりません。

施工において50万円（税抜き）以上の工事を行う場合等、処分制限財産に該当する場合は、事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、処分制限期間（交付要綱第16条第2項で規定する「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間」）内は、処分（補助事業目的以外での使用、貸付、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合は、必ず山梨県知事へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。また、承認の条件として、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を返納いただくことがあります。

なお、店舗や工場などの廃止または改装に伴い、本補助事業により導入した設備の使用を中断、移転等する場合についても、県へ報告してください。

(2) 文書の保存

本申請に係る書類一式については、事業完了した日の属する県会計年度の翌年度から起算して5年間保管してください。また、処分制限財産の処分制限期間中は書類一式を整備保管してください。

(3) 事業実施状況の検査

本事業終了後においても、現地調査や電話、メール等により、実施状況の聞き取り調査を実施する場合があります。

また、県や会計検査院が抜き打ちで実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに必ず従わなければなりません。

(4) 交付決定の取消等

事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。これを納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、補助金を返金するとともに、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（補助金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。

(5) 県への協力事項

事業内容について、本県の省エネ、再エネ施策推進のため、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

8 お問い合わせ先

■申請手続き全般に関するお問い合わせ

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局

受付時間 9時～17時（土日・祝日、年末年始を除く）

電話番号 055-242-6260

ファックス番号 055-242-6261

電子メールアドレス yamanashishoene@gmail.com